2016. 1.26

食品衛生レビュー№81　●安価な食材を仕入れる際には細心の注意を

1月13日に、愛知県に本社があるカレーチェーンＡが【異物混入の可能性があるので産業廃棄物処理業者へ廃棄処分を依頼したはず冷凍の「ビーフカツ」が、不正転売されスーパーで販売されていた】と発表しました。その後の調査で、この産業廃棄物処理業者は大手流通業の商品など、廃棄処理の依頼を受けた100以上の商品を転売していました。まだ全容が解明されていませんが、廃棄処理方法、対応策などを述べます。

愛知県の廃棄物処理業者が行った行為

賞味期限は「美味しく食べることができる期限」（通常、安全係数0.7～0.8をかけて設定）ですので食べられるかもしれません。しかし、廃棄として依頼しているので、冷凍食品、冷凍された食品は保存温度が変わっているので品質が劣化している可能性があります。冷凍食品を解凍後再凍結は食品衛生法違反となります。異物混入の可能性の場合、購入者が異物により危害を受ける可能性があります。廃棄処理費用を受け取っているので、依頼者との信義に反することになります。

廃棄処理の方法

肥料・飼料としての処理

　肥料あるいは飼料にするのには外ダンボール箱をこわし、内側の合成樹脂包装を破る必要があります。冷凍された商品の場合、－20℃以下で保存されているので、引取りの際に常温輸送であっても品温は氷点下以下である可能性があります。品温が氷点下以下ならば作業がしづらく、解凍しても手数がかかります。飼料は豚用になりますが、肉質重視に変わっていますので、受け入れ先は少ないと思います。

焼却処理

　廃棄物処理施設（自治体の一般ごみ処理施設）において、大量の冷凍された食品の受け入れは、火力が下がるので、引き受けることは極めて少ない。

埋め立て処理

　処分地が極めて少なくなっています。

違反品の処理の事例（食品衛生監視員の時代に係った事例）

絶対に再利用されない処理を確認します。事例の一部を紹介します。営業者が処理するのですが、処理方法に関して大変苦労しました。

流通が冷凍で販売が冷蔵の魚介類加工品（クラゲ加工品、漂白剤過量検出）

自社の焼却炉で処理しましたが、火力が低下し、何回も木材、灯油を加え火力を上げて処理。処理に約4時間要しましたが、約3km離れた場所に自治体の一般ごみ焼却施設があって、搬入できれば10分で終わりました。現在ダイオキシン対策の関係で、自社で焼却炉を持っている企業は少ないと思います。

冷凍の魚類（アブラソコムツ、有毒魚）

漁港なら廃棄処理する施設がありますが、内陸部でしたので、治体の焼却施設から搬入を断わられ、産業廃棄物の廃油焼却施設で処分。（廃棄物処理法違反だったと思います）

生ガキのむき身（貝毒検出　冷蔵品）

スーパー内の惣菜コーナーでの揚げ物用の原材料。加工者へ返品となっていましたが、スーパーが流通センターにおいて合成樹脂製袋にまとめて入れて逆性石けんを加えて処理。

合成樹脂製袋入り輸入乾麺（指定外着色料検出）

自治体の一般ごみ焼却施設へ搬入。

紙パック入り果汁飲料（指定外着色料検出）

工場敷地内の屋外通路に広げられトラックで潰して処理。（雨水桝から水路に流出していたので、水質汚濁防止法違反の可能性もあります。）

自主回収品・製造工程での不良品等

　自主回収品については公表されていますので、「工場内あるいは廃棄物業者へ依頼して適切に処理していますね」と確認します。製造工程での不良品、返品の処理は、通常の監視指導の際に再利用されていないことを確認する程度です。

廃棄物処理業者が悪いが

　産業廃棄物処理業者は悪いです。しかし、依頼者が「処理費を支払ったから良いのだ」ではなく、確実に処理したことを確認する必要があります。今回のように再流通すれば、自社への跳ね返り、社会的責任も問われます、そこで、一つの方法として、外箱（ダンボール箱）を破り数種類を一緒に依頼する方法があります。このようにすれば、選別が大変で再利用の可能性は少なくなると思います。依頼先が処理施設を持っていない場合、「最終処理者からの受け入れ証明書の写し」の確認するのも良いですが、混載での処理での確認は無理です。

購入してはいけない

品質が劣化している可能性がある

　冷凍食品あるいは冷凍された食品の場合、廃棄物処理業者へ廃棄依頼する際には解凍されていることが多く、廃棄物処理業者は冷凍車で引き取りに来ることは少なく、解凍され、品質が劣化します。

異物が混入している可能性がある

　一番初めに発覚したＡ社の製品は異物混入の可能性で、飲食店においてお客様が危害を受ける可能性があり、最終提供者としての飲食店の責任が問われます。

今回のような、廃棄処理前提の食材があるかも知れませんので、安価な食材を仕入れる際には細心の注意をしてください。（笈川　和男）